

広島県告示第七百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和元年十月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

神石郡神石高原町上豊松字下谷長トロ甲一八五五、字下谷長トロ尻奥道上一二三九の一、字下谷長トロ尻道上一二三九の二、一二三九の三、字下谷目面一二四九、一二五〇の一、字下谷ヲソコイ甲一二七八の一、字下谷長トロ尻丙一二八二、一二八五、字下谷長トロ尻一二八三、甲一二八四の一、甲一二八四の二、字下谷ダンスケ山一八一六、字下谷亀ヶ平一八五四

二 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）